

各位

管理会社名 日興アセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 安倍 秀雄
 問合せ先 E T F ビジネス開発部 花村 憲治
 (TEL. 03-6447-6449)

日本証券クリアリング機構による清算制度対応に伴う
現物型上場投資信託（E T F）の投資信託約款の変更に関するお知らせ

さて、弊社設定の「上場インデックスファンド」シリーズのうち、対象となる現物型E T F（以下、対象E T Fといいます。）につきまして、2021年1月16日付で以下の日本証券クリアリング機構による清算制度対応の約款変更の実施を決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 対象E T F

	対象E T F	銘柄コード
1.	上場インデックスファンドTOP I X	1308
2.	上場インデックスファンド2 2 5	1330
3.	上場インデックスファンドJリート（東証R E I T指数）隔月分配型	1345
4.	上場インデックスファンドMSCI 日本株高配当低ボラティリティ	1399
5.	上場インデックスファンド日本高配当（東証配当フォーカス100）	1698
6.	上場インデックスファンド日経 ESG リート	2566

2. 変更の内容およびその理由

各対象E T Fの取得・交換において、株式会社日本証券クリアリング機構による債務負担を前提とした清算制度を利用することが可能となることを踏まえ、同制度を利用するために必要となる規定を追加・変更するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

あわせて、交換時の受渡しに関する規定を明確化するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

※当該変更は、東京証券取引所を通じた各対象E T Fの売買について変更するものではありません。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙をご参照ください。

3. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2021年1月15日

変更日 : 2021年1月16日

4. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格には何ら影響を与えるものではなく、「その変更の内容が重大なもの」には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

別紙. 各投資信託約款の新旧対照表

(別紙)

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドTOPIX 約款

第6条
第12条
第13条
第42条
第43条
附則第2条

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>② (略)</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>② (同 左)</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、追加信託に係る株式（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該株式についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、追加信託に係る<u>ユニット株式</u>（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (略)</p> <p>③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～② (同 左)</p> <p>③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当</p>

<p>該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット株式（第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じるユニット株式の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p>	<p>該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット株式（第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）の受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>④～⑦（略）</p>	<p>④～⑦（同 左）</p>
<p>⑧取得申込者が、東証株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証株価指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に通知するものとします。</p>	<p>⑧取得申込者が、東証株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証株価指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むもの）とします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に書面をもって通知するものとします。</p>
<p>⑨～⑩（略）</p>	<p>⑨～⑩（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換） 第42条 ①～④（略）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換） 第42条 ①～④（同 左）</p>
<p>⑤第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第43条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第43</p>	<p>⑤第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第7項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>

<p>条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、<u>社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</u></p>	
<p>⑥～⑬ (略)</p>	<p>⑥～⑬ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等) 第43条 ①～② (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等) 第43条 ①～② (同 左)</p>
<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、<u>振替機関の定める方法により受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、</u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書の定めるところにより、前条第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第5項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、<u>振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとし、</u>受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、<u>原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前条の規定により受託者から交付を受けた株式を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。</p>
<p>④交換の請求を行なう受益者が、東証株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証株価指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を通知するものとします。</p>	<p>⑤交換の請求を行なう受益者が、東証株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証株価指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を<u>書面をもって</u>通知するものとします。</p>
<p>⑤ (略)</p>	<p>⑥ (同 左)</p>
<p>附 則 第2条 ①第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(新 設)</p>

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、追加信託に係る株式（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該株式についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、追加信託に係る<u>ユニット株式</u>（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（略） ③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニ</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（同 左） ③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニ</p>

<p>ット株式（第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じるユニット株式の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p>	<p>ット株式（第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）の受渡または支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>④～⑦（略）</p>	<p>④～⑦（同 左）</p>
<p>⑧取得申込者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に通知するものとします。</p>	<p>⑧取得申込者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に書面をもって通知するものとします。</p>
<p>⑨～⑩（略）</p>	<p>⑨～⑩（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換） 第42条 ①～④（略）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換） 第42条 ①～④（同 左）</p>
<p>⑤第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第43条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第43条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行</p>	<p>⑤第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第7項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>

<p>なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>⑥～⑬ (略)</p>	<p>⑥～⑬ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等) 第43条</p> <p>①～② (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等) 第43条</p> <p>①～② (同 左)</p>
<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとします。ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書の定めるところにより、前条第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第5項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前条の規定により受託者から交付を受けた株式を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。</p>
<p>④交換の請求を行なう受益者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を通知するものとします。</p>	<p>⑤交換の請求を行なう受益者が、日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経平均株価構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。</p>
<p>⑤ (略)</p>	<p>⑥ (同 左)</p>
<p>附 則 第2条 ①第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(新 設)</p>

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型 約款	第6条 第12条 第13条 第40条 第41条 附則第1条
---	--

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等の投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および金融商品取引法第2条第1項第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます。）をいいます。以下同じ。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託に係る不動産投資信託証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該不動産投資信託証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該不動産投資信託証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託に係る不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等の投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定める投資信託または外国投資信託の受益証券および金融商品取引法第2条第1項第11号で定める投資証券または外国投資証券をいいます。）をいいます。以下同じ。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（略）</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（同 左）</p>

<p>③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット不動産投資信託証券の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じるユニット不動産投資信託証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p>	<p>③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット不動産投資信託証券の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>④～⑧（略） （受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換） 第40条 ①～④（略）</p>	<p>④～⑧（同 左） （受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換） 第40条 ①～④（同 左）</p>
<p>⑤第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとし、なお、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第41条第3項に掲げる交換不動産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第41条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>⑤第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第7項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>
<p>⑥～⑫（略）</p>	<p>⑥～⑫（同 左）</p>

<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換の指図等) 第41条 ①～② (略)</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとします。ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書の定めるところにより、前条第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第5項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>(削 除)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換の指図等) 第41条 ①～② (同 左)</p> <p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して3営業日目から信託財産に属する不動産投資信託証券の交付を行ないます。</p> <p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前条の規定により受託者から交付を受けた不動産投資信託証券を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。</p>
<p>附 則 第1条 ①第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(新 設)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる有価証券の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託に係る有価証券（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡または支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託に係る<u>ユニット有価証券</u>（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（略）</p> <p>③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載ま</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（同 左）</p> <p>③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載ま</p>

<p>たは記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット有価証券（第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。<u>以下本項において同じ。</u>）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じるユニット有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u></p>	<p>たは記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット有価証券（第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>④～⑦（略）</p>	<p>④～⑦（同 左）</p>
<p>⑧取得申込者が、東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に通知するものとします。</p>	<p>⑧取得申込者が、東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に<u>書面をもって</u>通知するものとします。</p>
<p>⑨～⑩（略）</p>	<p>⑨～⑩（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換）</p>
<p>第40条</p>	<p>第40条</p>
<p>①～④（略）</p>	<p>①～④（同 左）</p>
<p>⑤第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消</p>	<p>⑤第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第7項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものと、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>

<p>に係る手続きおよび第41条第3項に掲げる交換株式および交換上場不動産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第41条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>	
<p>⑥～⑬ (略)</p>	<p>⑥～⑬ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換の指図等) 第41条 ①～② (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換の指図等) 第41条 ①～② (同 左)</p>
<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式および上場不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとします。ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書の定めるところにより、前条第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第5項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式および交換上場不動産投資信託証券に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式および交換上場不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数および口数の増加の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式および上場不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券の交付を行ないます。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前条の規定により受託者から交付を受けた株式および上場不動産投資信託証券を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。</p>
<p>④交換の請求を行なう受益者が、東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を通知するものとします。</p>	<p>⑤交換の請求を行なう受益者が、東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が東証配当フォーカス100指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。</p>
<p>⑤ (略)</p>	<p>⑥ (同 左)</p>
<p>附 則 第1条</p>	<p>(新 設)</p>

①第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。	
---	--

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドMSCI日本株高配当低ボラティリティ 約款	第6条 第12条 第13条 第41条 第42条 附則第1条
---	--

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託に係る株式（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該株式についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託に係る<u>ユニット株式</u>（第13条第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（略） ③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（同 左） ③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第</p>

<p>一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット株式（第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じるユニット株式の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p>	<p>一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット株式（第1項に規定する発行会社等の株式の評価額に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>④～⑦（略）</p>	<p>④～⑦（同 左）</p>
<p>⑧取得申込者が、MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者がMSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に通知するものとします。</p>	<p>⑧取得申込者が、MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該取得申込を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者がMSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自ら取得申込を行なうときを含むものとします。次項において同じ。）は、取得申込の際に、当該取得申込者の名称と取得申込口数について、委託者に書面をもって通知するものとします。</p>
<p>⑨～⑩（略）</p>	<p>⑨～⑩（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換） 第41条 ①～④（略）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換） 第41条 ①～④（同 左）</p>
<p>⑤第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第42条第3項に掲げる交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第42</p>	<p>⑤第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第7項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>

<p>条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>	
<p>⑥～⑬ (略)</p>	<p>⑥～⑬ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等) 第42条 ①～② (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換の指図等) 第42条 ①～② (同 左)</p>
<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、<u>振替機関の定める方法により受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし</u>ます。ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書の定めるところにより、前条第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、前条第5項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、<u>振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとし</u>ます。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する株式の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、<u>原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して3営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ない</u>ます。</p>
<p>(削 除)</p>	<p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前条の規定により受託者から交付を受けた株式を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。</p>
<p>④交換の請求を行なう受益者が、MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者がMSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を通知するものとします。</p>	<p>⑤交換の請求を行なう受益者が、MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者がMSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとし、次項において同じ。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を<u>書面</u>をもって通知するものとします。</p>
<p>⑤ (略)</p>	<p>⑥ (同 左)</p>
<p>附 則 第1条 ①第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(新 設)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じる不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等の投資信託証券をいいます。以下同じ。）の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p>②（同 左）</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託に係る不動産投資信託証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し信託が行なわれた旨を通知するものとします。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該不動産投資信託証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該不動産投資信託証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第12条 ①受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託に係る不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等の投資信託証券をいいます。以下同じ。）について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（略）</p> <p>③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～②（同 左）</p> <p>③前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当</p>

<p>該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット不動産投資信託証券の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込を受付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、当該取得申込の受付によって生じるユニット不動産投資信託証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者による清算機関への債務の負担の申込において、当該委託者の指定する第一種金融商品取引業者の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p>	<p>該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込に要するユニット不動産投資信託証券の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p>
<p>④～⑧（略）</p>	<p>④～⑧（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換） 第41条 ①～④（略）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換） 第41条 ①～④（同 左）</p>
<p>⑤第1項の交換の請求を受け付けた委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとし、なお、第6条ただし書きに掲げる清算機関の業務方法書に定めるところにより、委託者の指定する第一種金融商品取引業者が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび第42条第3項に掲げる交換不動産投資信託証券に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、第42条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>	<p>⑤第1項の交換の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第7項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p>
<p>⑥～⑫（略）</p>	<p>⑥～⑫（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換の指図等） 第42条 ①～②（略）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換の指図等） 第42条 ①～②（同 左）</p>

<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、<u>振替機関の定める方法により受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して3営業日目から信託財産に属する不動産投資信託証券の交付を行ないます。</u></p>	<p>③受託者は、交換のための振替受益権の抹消予定の申請が振替機関等に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、受益者が前条第1項の請求を行なった委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対する不動産投資信託証券の交付のための振替機関等への振替の請求等を行なうものとし、<u>原則として当該第一種金融商品取引業者に交換請求日から起算して3営業日目から信託財産に属する不動産投資信託証券の交付を行ないます。</u></p>
<p>(削 除)</p>	<p>④委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前条の規定により受託者から交付を受けた不動産投資信託証券を所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとし、<u>ます。</u></p>
<p>附 則 第1条 ①第6条に規定する「別に定める清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(新 設)</p>